

## 岐阜県下の身体障害者療護施設におけるターミナルケアの実態

水野知穂 小野幸子 田中克子 兼松恵子 梅津美香 古川直美 奥村美奈子 小田和美 北村直子  
坂田直美(成熟期看護学) 服部律子 田中千代(育成期看護学) 八木彌生 米増直美(地域基礎看護学)

はじめに

身体障害者療護施設は、心身上の著しい障害のために常時介護を必要とし、家庭ではこれを受けることが困難な最重度の障害者が入所しており、医学的な管理のもとに必要な保護が行われている。平成10年の社会福祉施設等調査報告によると、身体障害者療護施設は全国で327施設あり、約20000人が入所している。近年、ターミナルケアは病院のみならず、さまざまな場で行われるようになってきているが生活施設である、身体障害者療護施設におけるターミナルケアの取り組みに関する報告は見出すことができなかった。そこで、岐阜県下の身体障害者療護施設におけるターミナルの実態、看護職の持つ問題や課題を明らかにすることを目的とした。

### I 研究方法

調査対象は、岐阜県福祉局編「福祉関係機関及び社会福祉施設・団体名簿」(平成12年2月現在)に記載されている身体障害者療護施設4施設に勤務するターミナルケアの経験のある看護職各1名とした。

調査方法は、質問紙による郵送留め置き法(4週間)で、2000年9月14日から10月11日の間に調査を行った。質問紙を各施設長あてに郵送し、ターミナルケアの経験のある看護職に回答いただくよう依頼した。施設名を記名式とした。

調査項目は、1. 施設の背景、2. 回答者の基本属性、3. 施設におけるターミナルケアの取り組みについて、4. ターミナルケアとして実践しているケア、5. 回答した看護職者が経験したターミナルケア(自由記載)である。また、病院・老人保健施設と同じ調査用紙を使用しており、そのためにこちらの意図と異なる回答をしていると思われるものがあった。それについては、電話で追加調査を行った。

分析方法は、自由記載の回答については内容分析をおこなった。また、自由記載の内容分析を行う際に、記述数が少ないため、抽象度をあげず記述の要約のみを行ったところがある。

### II 結果

回答は、3施設の看護職から得られた。

#### 1. 施設背景

ターミナルケアのための特別な施設は、いずれの施設も有していなかった。

施設の定員は50名の施設が2施設、100名の施設が1施設であった。平成11年度の新たな入所者は、1名、4名、5名であった。平成11年度の施設内死亡者数は、なしの施設が2施設で、1名の施設が1施設であった。

#### 2. 回答した看護職の属性

看護職の職種は、3名とも看護婦であった。職位は2名がスタッフ、1名が主任であった。年齢は38歳、40歳、57歳であり、看護職としての勤務年数は14年、20年、30年、現在の施設での勤務年数は2.5年、9年、16年であった。いずれも現施設に勤務する以前に、病院などでの勤務経験があり、ターミナルケアの経験を有していた。

#### 3. 施設におけるターミナルケアに関する取り組み

施設においてターミナルケアに組織的に取り組んでいると回答したのは1施設の看護婦であった。その内容は、「施設全体で取り組んでいる」、「利用者個人の意思を尊重し、医師との連絡を密にして取り組んでいる」であった。2施設の看護婦は、組織的な取り組みがないと回答したが、その理由として、いずれの看護婦も「ターミナルの患者が少ない」をあげ、1施設の看護婦は「個人レベルに任されている」もあげた。ターミナルケアに取り組む上での問題や課題については、3施設の看護婦すべてが「ある」と回答した。問題や課題の内容は、すべての看護婦が「人手不足」を挙げた。「必要な施設外との連携がとりにくい」「経済的バックがない」「スーパーバイザーが得られにくい」は各1施設の看護婦があげた。その他として1施設の看護婦が「病院まで時間がかかり緊急時の対応に不安がある」と回答した。

#### 4. ターミナルケアとして実践しているケア

1)病名告知・予後の説明及び治療法の説明と同意のとり方(表1)

表 1 病名の告知・予後の説明・治療法の説明と同意のとり方  
(2施設)

	A施設	B施設
告知・予後説明に関わる施設の方針	すべての事例	事例による
告知・予後の説明の対象	入所者と家族	
本人への説明内容	病名を告げる	対象者により異なる
家族への説明内容	病名を告げる 本人の理解力・状態により変わる	病名を告げる おおよその予後について告げる
治療法の説明と同意の取り方	入所者と家族に選択可能な治療法について詳細に説明し同意を得る	
看護職の同席	必ず同席する	

病名の告知と予後の説明及び治療法の説明と同意のとり方については、2施設の看護婦が回答した。病名の告知と予後の説明については、1施設の看護婦が「すべての事例に行われる」と回答し、もう1施設の看護婦は「事例によって行われたり行われなかったりする」と回答した。告知や説明が行われる対象は、いずれも「入所者」と「家族」であった。入所者への病名告知・予後の説明内容は、「病名を告げる」は1施設の看護婦、「対象者によって異なる」は1施設の看護婦であった。家族への告知・予後の説明の内容は、「病名を告げる」は2施設の看護婦が挙げ、「おおよその予後について告げる」は1施設の看護婦が挙げた。また、その他として1施設の看護婦が「本人の理解力や状態によって変わる」と回答した。治療法の説明と同意のとり方については、いずれの看護婦も「入所者に選択可能な治療法について詳細に説明し同意を得る」と「家族に選択可能な治療法について詳細に説明し同意を得る」の2つを挙げた。病名告知・予後の説明及び治療法の説明と同意を得る場面における看護職の同席については、いずれの看護婦も必ず同席すると回答した。

#### 2)ターミナルケアにおけるチームアプローチ

連携が取れている施設内の職種や部門については、2施設の看護婦が回答した。いずれの看護婦も「ケアワーカー」「栄養部」をあげた。「医師」は1施設の看護婦が挙げ、その他として「指導員」を1施設の看護婦が挙げた。

連携が取れている施設外の職種や部門につい

ては1施設の看護婦が回答し、「市町村福祉課」、その他として「病院」を挙げた。3)実践しているターミナルケア(表2)

実践しているターミナルケアについては、1施設の看護職のみが回答した。

入所者に実践している看護援助については、「疼痛コントロール」「身体的苦痛への援助」「精神的苦痛への援助」「社会的問題に対する援助」の4項目であった。家族に実践している看護援助は、「身体的疲労に対する慰安」「限られた時間を共有できるような配慮」「看取り・見送りへの支援」の3項目であった。

ターミナルケアとして入所者に実施している環境調整は、「訪室の機会を多くする」「面会時間の配慮」「外出・外泊の実施」の3項目であった。家族に実施している環境調整は、「面会時間の配慮」「入所者との別れができるような部屋の配慮」の2項目であった。

ターミナルケアとして用いている技法や療法もしくは行事やサービスは、「民間療法の容認」「季節の行事」、その他として「気功」が挙げられた。

表 2 実践しているターミナルケア (1施設)

設問項目	看護ケア
入所者への看護援助	疼痛コントロール 身体的苦痛の緩和 精神的苦痛の緩和 社会的問題への援助
家族への看護援助	身体的疲労への慰安や配慮 限られた時間を共有できるような配慮 看取り・見送りへの支援
入所者への環境調整	訪室する機会を多く持つ 面会時間の配慮 可能な限り外出・外泊の許可
家族への環境調整	面会時間の配慮 入所者との別れが出来るような部屋の配慮
技法・療法・行事・サービス	民間療法の容認 季節の行事 気功

#### 5. 回答した看護職者が経験したターミナルケア

印象に残っている事例については、3施設の看護婦とも回答はなかったが、うち2施設の看護婦は「現状ではターミナル期は病院での入院対応となるため事例対象者の該当なし。」「医師は常勤

ではなく、看護婦も2名であり医療行為を行うには難しいのが現状である。本人の意向を尊重しながらケースバイケースで介護及び看護を行っているが、最期を施設内でみるということはまだ経験したことがない。」と回答した。

ターミナルケアにおける看護ケアとして入所者・家族にとって良かったことや有効だったことについては、1施設の看護婦が回答した。その内容は「現在ターミナルケアの対象となる入所者が1名いる。当施設で最期を迎えたいと強く希望しているため、全施設が一丸となって取り組んでいる。はじめてのことであり、試行錯誤しながら介護にあたっているが、現時点ではこれが良かったという結論は出ていない。」であった。

ターミナルケアを行う上で困ったりジレンマを感じていることについては、1施設の看護婦が回答し、その要約は「病院と隣接しないことによる緊急時の対応への不安」「生活の場である施設でターミナルケアを行うことの是非」であった。

ターミナルケアを行う上で大切だと感じていることについては、3施設の看護婦が回答した。記述数は9記述であり、分析の結果5つに分類された。(表3)『その人らしさを尊重した終末期ケアの提供』は、「本人の意に添うように援助すること」「本人が納得する人生の終末を迎えること」など5つの記述から得られた。『医療機関との連携』、『対象者を取り巻く周囲への配慮』、『職員の意思統一と連携の取れたケアの提供』、『対象者の安楽への援助』の4つの表題は、それぞれ1記述から得られた。

今後取り組みたいことについては、1施設の看護婦が回答し、その要約は「ターミナル期における身体的・精神的援助の専門的な知識の習得」「その人らしさを尊重した人生最後のケアの提供」であった。

### III まとめ

今回の調査により、医療看護体制・施設設備上・及び施設外との連携上の問題から身体障害者療護施設においてターミナルケアを行うことが困難であることが示唆された。

「ターミナルケアの入所者が少なく組織的な取り組みの必要がない」との回答がある一方で、1施設において施設全体でターミナルケアに取り組んでいるという実態があった。入所者の強い希望により、施設としてはじめてターミナルケアに取り組んでいるということであった。回答した看護職は、生活施設においてターミナルケアを行うことの是非についてジレンマを感じながらも、入所者の希望に添って看護したいと考え、取り組んでいた。

社会の高齢化とともに、障害者の高齢化もすすんでおり、施設内の障害者においても同様のことがいえる。身体障害に加えて、高齢化している入所者においては、住み慣れた場で生涯を終えることを希望することが少なくないのではないだろうか。入所者が希望した際に、ターミナルケアを実現するための体制を整えていく必要があるのではないだろうか。

表3 ターミナルケアを行う上で大切だと感じていること

記述の要約	表題
本人の意に添うように援助すること ----- QOLの維持向上とその人らしさを尊重したケアの提供 ----- 本人が納得する人生の終末を迎えること ----- 本人の人生の終末に対する希望を受け入れること ----- 本人の意思と状態に応じ、また家族の同意のうえ協力医療機関と連携を密にとること	その人らしさを尊重した終末期ケアの提供
本人の意思と状態に応じ、協力医療機関と連携を密にとる	医療機関との連携
対象者を取り巻く周囲(家族)に対する配慮	対象者を取り巻く周囲(家族)への配慮
職員の意思統一と連携の取れたケアの提供	職員の意思統一と連携
苦痛を軽減し安らかにすごせること	対象者の安楽への援助